

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけを5類に移行しても、
医療機関や感染者への公的支援が後退しないことを求める要望意見書

国は新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけを、2類よりも厳しい措置が取れる新型インフルエンザ等感染症の位置づけから、季節性インフルエンザと同じ5類へと5月8日に移行する方針を決めました。5類に移行されることに伴い、国は外来・入院の自己負担分の公費支援は段階的に見直すとしています。また、医療機関に対する公的な財政措置も縮小しようとしています。

しかし、新型コロナウイルス感染症第8波の下で死亡者数が過去最多を更新し、感染者数の急増で医療体制が逼迫する下で、5類への移行については専門家から様々な懸念が表明されています。日本医師会の松本吉郎会長は医療費の公費負担や医療機関の感染対策について「できる限り支援を」と要望し、一般社団法人日本医療法人協会の加納繁照会長は「コロナ医療体制の見直しには、高齢者など重症化しやすい患者への感染対策や、通常診療との両立を行うための人員確保のため、医療への継続的な支援」を求めています。国立病院機構三重病院の谷口清州院長の「1年に3回も流行を起こし、そのたびに医療体制が逼迫する疾患を5類に当てはめていいのか」との指摘もあります。国はこうした医療現場からの指摘や懸念を受け止めるべきです。

また、新型コロナウイルス感染症の回復後に続く後遺症は倦怠感や呼吸困難感、味覚・嗅覚障害など多岐にわたる内容が報告されており、原因の究明と後遺症に苦しむ患者への支援が求められます。

よって、国においては、感染症法上の位置づけを移行したとしても、公費負担や財政措置を縮小し、医療機関の体制や経営に困難をもたらしたり、感染者が経済的な理由などから受診抑制をしたりすることがないように、公的支援を後退させないよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月24日

北海道余市郡余市町議会議長 中井寿夫

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣